

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
の一部を改正する法律」及び
「指定構造計算適合性判定機関による判定手数料の改定」の
概要等について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（以下「建築物省エネ法」）が令和元年５月１７日に公布され、既に一部が令和元年１月１６日から施行しており、残りは公布から２年以内である令和３年４月１日に施行される予定であります。建築物省エネ法の改正に伴う審査体制の整備として、宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（以下「手数料条例」）の改正を図る必要がありますので、建築物省エネ法の改正の概要及び同法改正に伴う手数料条例改正の考え方について報告いたします。

また、京都府が構造計算の適合性に係る判定業務（以下、「構造適判業務」）を委託している指定構造計算適合性判定機関（以下、「構造適判機関」）が構造計算適合性判定手数料（以下、「判定手数料」）の値上げをされましたので、手数料条例においても同額に改定したいと考えており、あわせて報告いたします。

１．建築物省エネ法の改正に伴う手数料条例改正

建築物省エネ法改正の概要（※：手数料条例改正に係る内容）及び国土交通省より示された手数料の設定の考え方の概要

＜法改正の概要＞

- １）オフィスビル等に係る措置の強化【２年以内施行】※
- ２）複数の建築物の連携による取組の促進
- ３）マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化
- ４）戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け【２年以内施行】
- ５）大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開
- ６）地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みの導入【２年以内施行】

＜国土交通省より示された手数料の設定の考え方の概要＞

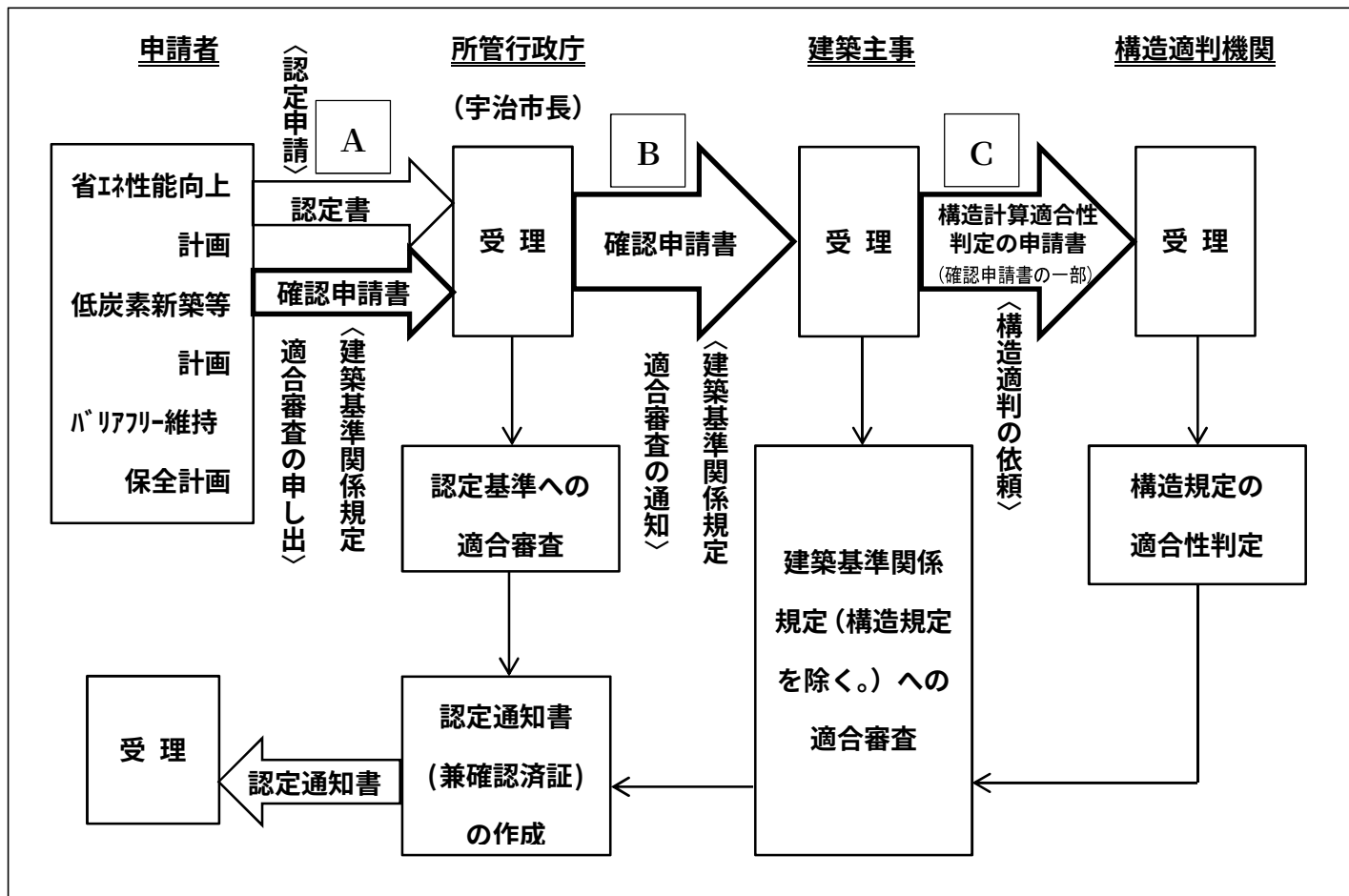
- ① 省エネ適判、性能向上計画認定、基準適合認定及び低炭素認定の審査業務等に係る所要時間は、標準入力法又はモデル建物法いずれの評価方法に基づく場合も、同等として差し支えない。
- ② 法改正の概要1)より、省エネ適判対象の拡大範囲である「300~2,000 m²未満」の区分は、「300~1,000 m²未満」と「1,000~2,000 m²未満」の2区分とされたい。
- ③ 「工場等」については、計算対象が照明設備のみであるため、エネルギー消費性能の審査に係る所要時間をゼロとし手数料を算出する等配慮をされたい。
- ④ 軽微変更該当証明の審査業務に係る手数料については、省エネ適判の審査業務の手数料に準じたものとする。

2. 指定構造計算適合性判定機関による判定手数料の改定に伴う手数料条例改正

宇治市において、構造計算適合性判定は、京都府知事が委託をした構造適判機関が行うものとされております。

判定手数料については、建築基準法以外の認定申請の手続きにおいて徴収する手数料です。この手続きの流れについては、3ページ上段の図のとおり、建築基準法以外の法律に基づく認定申請において、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申し出があった場合、当該認定申請書とあわせて確認申請書を一旦申請者から受理し、構造規定の審査に関しては、建築主事を通して構造適判機関に依頼することとなっており、判定手数料についても一旦歳入したものを歳出することになります。

令和元年10月、構造適判機関が判定手数料の値上げをされましたので、本市手数料条例に規定している判定手数料について、構造適判機関が定めるものと同額に改定するための条例改正をいたします。



図．各法に基づく認定申請手続きの流れ

3. 今後のスケジュール

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例に上記手数料の改定をし3月議会議案として提出する予定です。

4. 添付資料

国土交通省「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

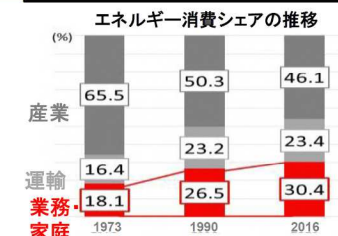
- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度): 温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)

*本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの

- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠

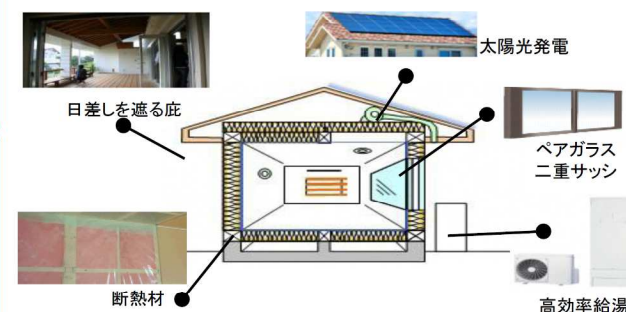
公布日: 2019年5月17日



法律の概要

- | | | |
|---|---|-------------|
| オフィスビル等 | 1) オフィスビル等に係る措置の強化 | 法公布後2年以内施行 |
| | <p>建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化</p> <p>○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大(延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)</p> | |
| マンション等 | 2) 複数の建築物の連携による取組の促進 | 法公布後6ヶ月以内施行 |
| | <p>複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進</p> <p>○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))</p> | |
| 戸建住宅等 | 3) マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化 | 法公布後6ヶ月以内施行 |
| | <p>監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底</p> <p>○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化</p> | |
| 戸建住宅等 | 4) 戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け | 法公布後2年以内施行 |
| | <p>設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進</p> <p>○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進</p> | |
| 戸建住宅等 | 5) 大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 | 法公布後6ヶ月以内施行 |
| <p>大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底</p> <p>○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保</p> | | |

[省エネ性能向上のための措置例]



<その他>⁶⁾ ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

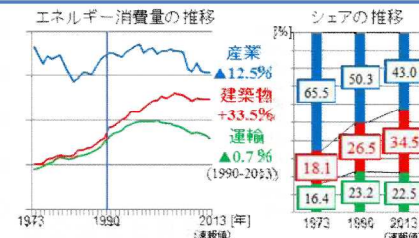
法律改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。

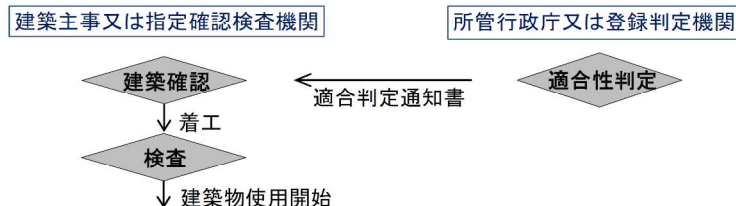


法の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: ~~2000㎡~~ **300㎡に改正**)
省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が**新築する一戸建て住宅** *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

基準適合認定

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

性能向上計画認定

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。
 *省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



● その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

都市の低炭素化の促進に関する法律

低炭素認定

: 建築物の所有者は、建築物が**低炭素促進基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。
 *低炭素に資する設備の部分について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

制度の概要